

内閣参質二一七第一三二号

令和七年六月六日

内閣総理大臣 石破 茂

参議院議長 関口 昌一 殿

参議院議員浜田聡君提出自らを利する政府委員の政策提言に基づき政府が利益誘導に
関与した可能性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出自らを利する政府委員の政策提言に基づき政府が利益誘導に関与した可能性に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、個別具体的内容や事情等により判断されるべきものであり、一概に答えすることは困難である。

二について

御指摘の「政策提言をした際の提出資料等の内容」の「検証」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、国の審議会等（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第三十七条若しくは第五十四条又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条の規定に基づき設置されている合議制の機関をいう。以下同じ。）の委員について、お尋ねの「再任」に当たっては、必要に応じ、過去の提言、活動、作成資料等の内容も確認しつつ、知識や経験等を総合的に勘案して、任命しているところである。